

広報

No.107

TABAYAMA 丹波山



大きな自然のポケットです。
山の山の手。丹波山村。

平成16年12月

編集と発行 丹波山村役場総務課 山梨県北都留郡丹波山村890 TEL 0428-88-0211 FAX 0428-88-0207
E-mail info@vill.tabayama.yamanashi.jp URL http://www.vill.tabayama.yamanashi.jp/



災害に負けない村づくり

11月10日(水)丹波山村保育所で「保護者引渡し避難訓練」を実施しました。当日は大月市消防署丹波山出張所職員による消火訓練や応急処置等を保護者の皆さんを対象に実施しました。保育所児たちも防災ずきんをかぶり、机の下に隠れたり集団で保育所庭に避難したり真剣に取り組んでいました。防災ずきんをかぶることのないよう「安全で安心な日々が続きますように！」

主な内容

- ・ 防災について
- ・ 村議会9月定例会
- ・ 平成15年度決算
- ・ 赤い羽根共同募金
- ・ 老人クラブ
- ・ お知らせ

人口と世帯
(16年10月末現在)

人口 862人
男 424人
女 438人
世帯 381戸

防災について

広報丹波山九月号で「防災について」の記事を載せましたが、その後も日本の各地で、浅間山の噴火や紀伊半島沖・東海道沖を震源とする地震、台風の上陸などによる人的・住家被害がありました。

丹波山村でも台風の接近があり、大変心配されましたが大きな被害はありませんでした。しかし雨による土砂流出は村内至る所で発生し、また強風により建物の一部に被害があったり、村民の生活

に何らかの影響があったのは間違いありません。今後もいつ自然災害が襲ってくるかわかりませんので日頃から防災用品を確認し準備しておきましょう。



消防器具の点検に力を入れています。



丹波山村を守ります。

台風二十二号

十月九日午後四時頃静岡県伊豆半島に上陸した台風二十二号は、雨や風が強くなり死者六名、けが八名、全壊家屋一六七戸、半壊家屋二四四戸など大きな被害をもたらしました。静岡県御前崎市で総降水量が四一三ミリ、山梨県山中湖村で三八五ミリ、丹波山村でも一七五ミリを記録する大雨が降りました。

丹波山村では災害が起こる恐れがあると判断し九日午前九時十八分に役場内に災害対策本部を設置し村内の巡回等を行いました。

鴨沢地区では区長判断により自主避難を呼びかけ、避難住民は鴨沢公民館で一晩生活しました。この時は鴨沢地区の住民がみんな協力しあい、炊き出し班、土のう積み班、地区巡回活動などを行っていました。

台風二十二号

十月二十日午後一時頃高知県土佐清水市付近に上陸した台風二十三号は近畿・中部・関東を通過して各地に被害をもたらしました。死者八十二名、けが八名、全壊家屋一九八戸、半壊家屋四九五戸、

村内全域でいえることですが、シカやイノシシなどの動物が山の草を食べ山の状態が大変悪くなっています。それにより、大雨が降れば大変危険な状況が心配されています。

状況によって、もし危険を感じたときには早めに区長に連絡するか役場に連絡してください。

床上・床下浸水多数など大変な大型で暴風、大雨をもたらした台風でした。徳島県上勝町で総降水量が五五〇ミリ、高知県東津野村で五二五ミリ、丹波山村でも一六二ミリの大雨が降りました。

丹波山村では台風二十二号による雨が降ったばかりで、期間が短かったため、二十日午後二時二十四分に災害対策本部を設置し雨や風を警戒しました。

鴨沢地区ではいち早く区長判断により自主避難を地区住民に呼びかけ、炊き出し班や地区巡回活動を行っていました。この時の台風では中央公民館・所畑公民館・鴨沢公民館に自主避難者が集まり一晩を過ごしました。

新潟県中越地震

十月二十三日午後五時五十六分に新潟県中越地方を襲った地震は、震度七を記録し、新潟・長野両県に死者やけが人、家屋に大変な被害をもたらしました。今なお多くの方が大変辛い避難生活を余儀なくされているところです。

丹波山村でも午後五時五十六分に震度一、午後六時四分に震度一、午後六時三十四分に震度二を観測しました。「本当に震度二?」と思うくらいかなりの揺れを感じた方も多かったと思いますが、いつ起きてもおかしくないと言われている「東海地震」では、丹波山村は震度五程度の地震が発生する恐れがあります。今のうちから地震に備える準備が必要です。

今回の新潟中越地震の報道では「家の中がめちゃくちゃでなかなか外に逃げられなかった」という声がありました。今のうちから家具を固定しましょう。「電気が切れて真っ暗だった。情報も無く不安だった」という声

もありました。今のうちから懐中電気とラジオを用意し、停電してもわかる場所に置くようにしましょう。「外に出たらブロック塀が倒れてきた」ということもありましたので、地震時に外に出るときは周りを確認し行動しましょう。今回の地震は夕食時であったので火災が大変心配されましたが、地震時には必ず火を止め、ガスの元を締めて行動してください。たくさん犠牲者が出てしま大変な被害のあった「新潟中越地震」ですが、この地震を忘れずに教訓としていつ起こるかわからない地震に備えましょう。



みんな机の下に隠れる～



▶ 消火スプレーで「消火開始!」

もう一度 確かめよう

家具を固定しよう 地震が発生すると家具の転倒等によって逃げ遅れたり、ケガをする恐れがあります。無事に避難するため家具は倒れないように固定しましょう。

防災無線の電池の確認 停電時には防災無線が聞こえません。しかし、単二型電池が四本入る電池ケースに電池を入れていただくことと予備電源として防災無線を聞くことができます。ぜひ確認をお願いします。

停電時のために 懐中電灯やロウソクなどの照明器具と携帯ラジオは、停電時に必要になりますので用意しておきましょう。

初期消火は重要です 消火器の使い方は、消火器に記載されています。関東大震災や阪神淡路大震災では、火災で亡くなった方が大変多く、初期消火さえきちんとしていれば、多くの命が助かったはずですが、どうか消火器の使い方を確認してください。
非常持ち出し品の準備 避難するときは、誰でも慌ててしまいます。必要なものを持ち出せるようリュックサックなどにまとめておきましょう。
家を留守にするときは 家を留守にするときは、隣近所にひとこと声をかけましょう。



▶ 応急処置をみんなで覚えよう

がんばっています「丹波山村消防団」

十一月九日（火）から十一月十五日（月）までの一週間、秋季全国火災予防運動が実施されました。

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として、総務省消防庁が毎年この時期に実施しているものです。



雨の降る中、消火訓練

火災などに強い安全安心な丹波山村を作るためには、村民一人ひとりが防火防災意識の高揚を図り、日頃から自主防災意識をもち、火災や災害が発生した場合に的確に対応できるように基礎知識を身につけていくことが大切です。

丹波山村消防団でも毎月一回の夜間訓練や消防器具の点検等を通して丹波山村の防火防災に努めています。今後ますます寒さが厳しくなり、練炭コタツや石油ストーブなど、「火」を使うことが多く



丹波山村消防団の「消火班」です。

なりますので、火の始末には十分気を付けてください。

十月三十日（土）

山梨県消防学校から永田教頭先生と二名の教官の計三名が来村し、「消防団員一日移動消防学校」を開校しました。

当日は、団長以下七六名中二十九名の団員が参加し、訓練礼式の一部とポンプ車・小型ポンプ操作の部に分かれ、午前十時から午後四時までヒッシリと教官に指導されました。



来年の出初式で発表します。



成畑遺跡を勉強中。

村議会9月定例会

村議会の9月定例会が9月14日に招集され、一般会計補正予算などの議案が提案・審議され原案どおり可決されました。

丹波山村教育委員会
委員任命の件

十月一日付けで廣瀬俊之さん(上組・二期目)と守屋多賀子さん(中組・一期目)が教育委員に任命されました。任期は平成十六年十月一日から平成二十年九月三十日までの四年間です。

十月一日に教育委員が集まり教育委員会を開催した結果、教育委員長に岡部寛一さん(押垣外)、職務代理に嶋崎義人さん(上組)、委員に松木弥平さん(鴨沢)・守屋多賀子さん、教育長に廣瀬俊之さんが決まりました。

また、平成八年十月一日から二期・八年間(平成十四年八月一日から教育長)教育委員を努めました嶋崎常雄さん(高尾)は九月三十日任期満了で退任されました。長い間お疲れさまでした。



丹波山村ヘリポートの設置及び管理に関する条例制定の件

丹波山村ハンヤカワ地内に「丹波山村ヘリポート」が完成したことにより、地方自治法第二四四条の二第一項により設置及び管理に關し必要な事項を定める条例を提案したものです。

ヘリポートの名称は「丹波山村ヘリポート」で、使用できるヘリコプターは、機体の全長が二十メートル以内で最大離陸重量が十一トンを超えないものです。平成十六年十月一日から施行されました。

丹波山村一般会計
補正予算(第二回)

歳入と歳出にそれぞれ五七三万円を追加し、歳入と歳出の予算総額をそれぞれ十三億六、八一萬三千円としたものです。歳出は消防費や教育費等の補正分で、歳入は昨年度の繰越金を充てました。

丹波山村国民健康保険
特別会計補正予算(第一回)

事業勘定の歳入と歳出にそれぞれ二十万円を追加し、歳入と歳

出の予算総額をそれぞれ一億八、九六万三千円としたものです。歳出は償還金及び還付加算金の補正分で歳入は前年度の繰越金を充てました。

丹波山村水源の里
保健休養施設事業
特別会計補正予算(第一回)

歳入と歳出にそれぞれ六十万円を追加し、歳入と歳出の予算総額をそれぞれ三、五八三万三千円としたものです。歳出は事業費の補正分で歳入は前年度の繰越金を充てました。

丹波山村教育奨励資金
特別会計補正予算(第一回)

歳入と歳出をそれぞれ九十七万七千円減額し、歳入と歳出の予算総額をそれぞれ五四二万三千円としたものです。

丹波山村温泉事業
特別会計補正予算(第二回)

歳入と歳出にそれぞれ四〇〇万円を追加し、歳入と歳出の予算総額をそれぞれ一億六、七七〇万円としたものです。歳出は事業費の補正分で歳入は前年度の繰越金を充てました。

平成15年度

一般会計決算

歳入 16億244万1千円 歳出 14億9,328万3千円

平成15年度の決算がまとまり、決算監査を経て9月定例村議会に提出され認定されました。

一般会計の歳入総額は16億244万1千円、歳出総額は14億9,328万3千円、差引額は1億915万8千円でした。なお、平成16年度に繰り越される763万8千円を差し引くと実質収支額は1億152万円です。

歳入について（主なもの）

地方交付税：地方交付税制度は地方公共団体間の税源の不均衡による財政力の格差を国が調整するために設けられた制度で自主財源の乏しい丹波山村にはなくてはならない財源です。

しかし、交付税の算定に使用する村の人口は年々減少し、また国による三位一体の改革で地方交付税の見直しが始まっていることが影響し、平成十四年度の額（八億一、一九四万四千円）より五、七八〇万六千円少ない七億五、四一三万八千円でした。

地方交付税は今後ますます厳しくなり、平成十六年度は六億円前後になる予想です。

（歳入総額の四十七％）

県支出金：山梨県からの負担金や補助金、委託金のこと、村民生活や福祉の向上・村の活性化のための施策・事業に使われるためのお金です。平成十五年度は二億三、二五九万円でした。

（歳入総額の十五％）

繰越金：平成十四年度分の余剰金で、一億二、四五八万二千円でした。（歳入総額の八％）

諸収入：下水道事業に対する東京都の交付金や日帰り人間ドック

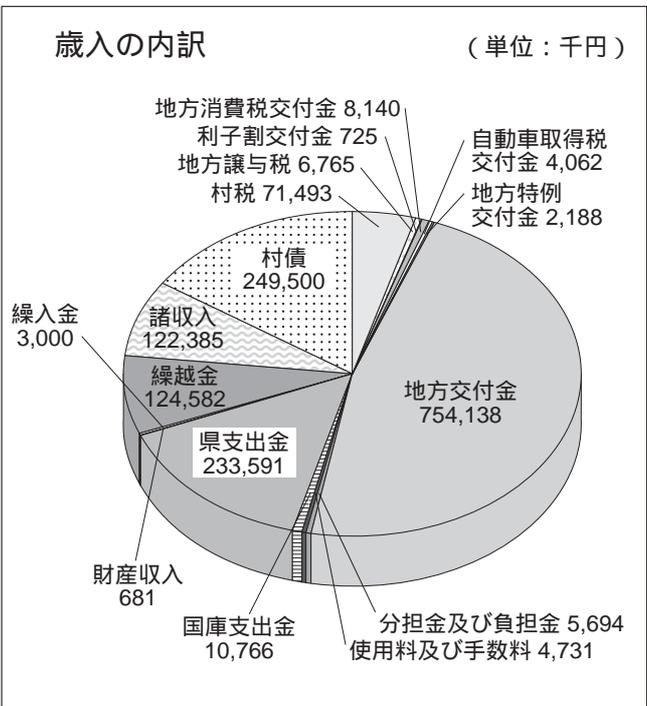
参加負担金など各種検診時の負担金、村預金利子などの収入で、平成十五年度は一億二、一三三万五千円でした。（歳入総額の七％）
村債：村の借入金（借金）です。平成十五年度は二億四、九五〇万円でした。（歳入総額の十六％）
村税：村民の皆さんに納めていただく税金と丹波山温泉「のめこい湯」をご利用の皆さんに納めていただく税金などです。平成十五年度は七、一四九万三千円で平成十四年度に比べ四二二万三千円少なくなりました。

（歳入総額の四％）

・村民税：個人村民税は二、三二五万九千円、法人村民税は二、二四九万九千円、合わせて二、四四〇万八千円で、平成十四年度より一四六万一千円少なくなりました。法人村民税の法人税割の減少が影響しています。

・固定資産税：土地・家屋・償却資産を合わせ

て一、五八〇万四千円、東京都のダム用地等に係る市町村交付金が五六三万五千円、合わせて二、一四三万九千円でした。平成十四年度に比べ一八四万六千円少なくなりました。家屋に係る税額が減少したことが影響しています。
・軽自動車税：丹波山村ナンバーが付いたバイク・スクーターや軽自動車に係る税金で二二二万円で、平成十四年度に比べ六万円増えました。
・たばこ税：村内のたばこ屋さんや自動販売機で購入されたたばこに係る税金で四四万五千円でした。平成十四年度に比べ十四万円



少なくなりました。たばこは村内で購入しましょう。

・入湯税：丹波山温泉「のめこい湯」をご利用いただいた皆さんに一人あたり一五〇円を納めていただく税金で、一九九七万三千元でした。平成十四年度に比べ七十三万六千元少なくなりましたが、昨年は国道が通行止めになった期間が観光シーズンに重なったのが影響しています。

歳出について（主なもの）

総務費：役場庁舎等の管理運営、広報、企画、交通安全、税務関係、戸籍関係、選挙、統計調査、関係職員の給与等、主に総務課関係の支出で、一億五、二六八万六千元でした。

民生費：社会福祉、身体障害者福祉、老人福祉、児童福祉、保育所等、主に住民課関係の支出で、一億五、二九七万九千元でした。

農林水産業費：農業委員会等の農業関係、林業関係、関係職員の給与等、主に振興課関係の支出で、新山村振興等農林漁業特別対策事業、特定農山村支援事業、小袖土砂流出防止工事、林道山王

沢線開設工事、林道大指線開設・防災工事、高尾天平森林公園整備工事などの工事やそば奨励金、まいたけや直売グループ、わさび苗導入、猟友会等への補助金等に四億二、三五九万八千元を支出しました。

土木費：土木管理費や道路橋梁費、関係職員の給与等、主に振興課関係の支出で、鴨沢公民館跡地防災工事、押垣外排水路修繕工事、井戸川地区道路維持補修工事などに二億五十七万七千元を支出しました。また、定住促進住宅・グリーンハイツの管理費も含まれます。

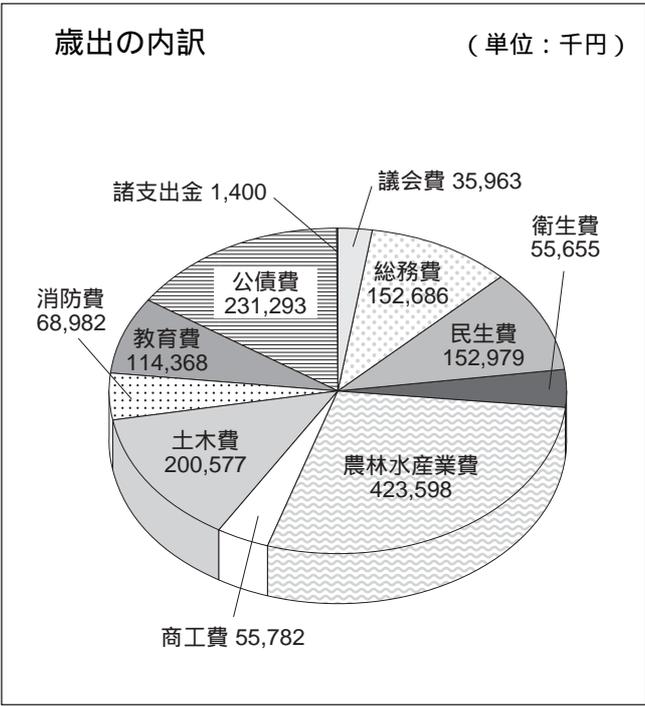
公債費：丹波山村の借金の返済のため二億三、一二九万三千元を支出しました。

教育費：教育委員会、小学校、中学校、社会教育、保健体育事業、関係職員の給与等主に教育委員会関係の支

出です。小学校においては、児童数の減少により、正常な六学級編成ができなくなり、村単教諭一名を雇用し複式学級の解消を図りました。体育事業としては、村民体育祭やニュースポーツ、体育協会に支出し、山村親子留学の推進、風の子キャンプ・スキーなど社会教育にも力を入れました。平成十五年度は一億一、四三六万八千元を支出しました。

消防費：常備消防（消防士）関係、非常備消防（消防団）関係、消防施設関係に支出しました。常備消防関係は、大月市に職員設置

衛生費 55,655
民生費 152,979
農林水産業費 423,598
土木費 200,577
教育費 114,368
公債費 231,293
消防費 68,982
諸支出金 1,400
議会費 35,963
商工費 55,782



各会計の決算状況

(単位：千円)

	歳入	歳出	実質収支
一般会計	1,602,441	1,493,283	101,520
国保(事業)会計	127,895	120,681	7,214
国保(直診)会計	115,973	94,641	21,332
老人保健会計	163,550	159,359	4,191
簡易水道会計	13,506	10,766	2,740
水源の里会計	35,325	30,339	4,986
下水道会計	190,845	186,540	4,305
有線テレビ会計	6,074	3,429	2,645
奨学資金奨励会計	5,403	4,500	903
介護保険会計	55,596	49,817	5,779
温泉会計	193,896	182,396	11,500

負担金として三、八三三万二千元を支出し、非常備消防関係では、定期訓練等の出勤費や団員関係に支出しました。平成十五年度は消防費として六、八九八万二千元を支出しました。(歳出総額の五%)

丹波山村を チエック

財政力指数

地方交付税
算定に用いら

れる数値で、基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去三カ年平均です。この数値が高いほど財政的に余裕があるとされ、「一」をこえると地方交付税は交付されません。「不交付団体」と呼ばれます。平成十五年度の丹波山村の財政力指数は、「〇.〇八」です。地方交付税を受けているので「交付団体」です。

公債費負担比率

公債費負担
比率とは、一

般財源総額に対する公債費に充当された一般財源の割合をいい、その比率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示すものです。一般的には、財政運営上十五%で黄信号、二十%で赤信号といわれています。平成十五年度の丹波山村の公債費負担比率は、「二十七%」の赤信号、山梨県内市町村平均値は「十六.六%」の黄信号。

普通交付税とは

地方交付税の九十四%が普通交付税として配分されます。普通交付税は、丹波山村のように財源不足の自治体に交付されません。自治体の一定水準を維持するのに必要な「基準財政需要額」と、自治体の収入である「基準財政収入額」の差額を基に決定されます。地方交付税の六%は特別交付税として配分され、災害など特別の財政需要に交付されます。

基準財政需要額とは

合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または、施設を維持するための必要最低限の経費のことです。

基準財政収入額とは

市町村などが標準的に徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した数値です。

公債費とは

村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額をいい、過去の債務の支払に要する経費のことです。この公債費は、村の歳入が減少しても支出しなければならぬ義務的経費にあたります。

丹波山村って

山梨県 or 東京都



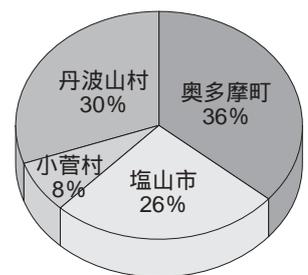
「丹波山村はおもしろいですね。路線バスは奥多摩駅から来る西東京バス、電話は青梅市・奥多摩町と同じ局番が0428、警察は上野原警察、消防は大月市消防署、山梨なのに山梨放送やテレビ山梨が見られない、丹波山村は不思議な村ですね。」と村外からの観光客の方から聞いたことがありませんか。また、「丹波山村に、なんで東京都水道局水源管理事務所丹波山出張所があるのですか？」と聞かれたこともありませんか。

そこで、東京都水道局が管理している水源林の面積がどのくらいあるか紹介します。

東京都水道局の管理する水源林は、東京都

東京都水道局水源林面積 (平方キロメートル)

	面積
奥多摩町	78.2
塩山市	56.1
小菅村	16.2
丹波山村	65.8
計	216.3



奥多摩町・山梨県塩山市・小菅村と丹波山村の4市町村にあり、面積は216.3平方キロメートルあります。そのうち丹波山村には65.8平方キロメートルあり水源林面積の30%を占めています。多摩川の源流である丹波川は、「緑のダム」や「天然の浄水場」の機能を持つ水源涵養林を経て、安全でおいしい水を集めて、東京都民の大切な水道水を提供しています。

村内にある東京都水道局の管理する水源林面積は丹波山村の総面積101.55平方キロメートルの65%を占め、村全体で東京都民の大切な水道水を守っていることとなります。

平成16年度 上半期財政公表 (16年4月～9月)

一 般 会 計

平成十六年度上半期一般会計は、歳入が六億四、八八七万六千円の収入済額（収入率四十五・六％）となっております。その主なものは、村税の四、五六〇万五千円、地方交付税の四億四、四五一万円等です。

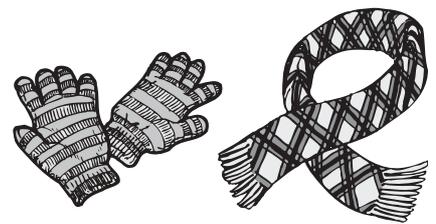
歳出は、支出済額四億二、六九八万八千円（支出率三十・〇％）となっております。その主なものは、総務費の六、一七五万円、公債費の一億一、六九三万四千円等です。

一般会計歳入状況 (H16.9.30現在 単位：千円)

科 目	予 算 額	収入済額	収入率 (%)
村 税	66,360	45,605	68.7
地方譲与税	8,521	2,787	32.7
利子割交付金	858	181	21.1
配当割交付金	113	50	44.2
株式等譲渡所得交付金	57	0	-
地方消費税交付金	10,441	5,416	51.9
特別地方消費税交付金	1	0	-
自動車取得税交付金	3,944	868	22.0
地方特例交付金	2,122	2,285	107.7
地方交付税	591,399	444,510	75.2
分担金・負担金	5,310	2,843	53.5
使用料・手数料	4,863	2,587	53.2
国庫支出金	29,703	770	2.6
県支出金	176,103	10,526	6.0
財産収入	798	612	76.7
寄付金	1	0	-
繰入金	160,000	0	-
繰越金	56,582	109,158	192.9
諸収入	106,584	1,678	1.6
村債	198,000	19,000	9.6
計	1,421,760	648,876	45.6

一般会計歳出状況 (H16.9.30現在 単位：千円)

科 目	予 算 額	支出済額	支出率 (%)
議 会 費	37,537	18,471	49.2
総 務 費	141,076	61,750	43.8
民 生 費	153,337	44,046	28.7
衛 生 費	65,026	18,626	28.6
農 林 水 産 業 費	307,620	27,640	9.0
商 工 費	53,520	16,616	31.0
土 木 費	192,841	3,890	2.0
消 防 費	95,380	63,778	66.9
教 育 費	128,660	55,247	42.9
災 害 復 旧 費	2	0	-
公 債 費	243,361	116,934	48.0
諸 支 出 金	1,400	0	-
予 備 費	2,000	0	-
計	1,421,760	426,998	30.0



特別会計歳入歳出状況

(H16.9.30現在 単位：千円)

会 計 別	予 算 額	収入済額	収入率 (%)	支出済額	支出率 (%)
国民健康保険事業勘定	108,963	31,395	28.8	46,499	42.7
国民健康保険直診勘定	98,516	31,868	32.3	48,133	48.9
老人保健	142,100	78,433	55.2	68,421	48.1
簡易水道	17,058	4,349	25.5	5,478	32.1
水源の里保健休養施設	35,833	31,173	87.0	18,396	51.3
下水水道	196,906	58,569	29.7	82,352	41.8
有線テレビ放送施設	3,500	4,805	137.3	749	21.4
教育奨励資金	5,423	1,644	30.3	3,900	71.9
介護保険	56,517	26,478	46.8	22,506	39.8
温泉事業	167,700	115,011	68.6	73,970	44.1
計	832,516	383,725	46.1	370,404	44.5

平成十六年度上半期特別会計は、収入済額が三億八、三三二万五千円（収入率四十六・一％）、支出済額が三億七、〇四〇万四千円（支出率四十四・五％）となっております。なお、それぞれの歳入歳出状況は表のとおりです。

特 別 会 計

市 町 村 合 併

の現状及び今後について

市町村合併につきましては、地区懇談会等で村民の皆様のお考えをお聞きし、アンケートをまとめ、その意向に添いまして丹波山・小菅両村で平成十五年十二月十六日大館奥多摩町長と合併に関する話し合いを行いました。

その内容につきましては、年頭の挨拶のなかでお知らせいたしました。今年五月十六日執行された奥多摩町長選挙において前助役の河村文夫さんが新しい町長に当選されましたので、九月二十八日に廣瀬小菅村長とともに河村町長を訪ね町村合併の両村民の意向をお伝えしました。その結果つきのとおり返事をいただきました。

「私も長く奥多摩町の職員をしておりましたので、丹波山村、小菅村とは長いつき合いがあり、両村民並びに両村長さんの心情は手に取るよう解ります。

ご存知のとおり、東京都においては他の県と違いました合併の論議がされていません。奥多摩町においても年々地方交付税の減少があり財政的には厳しい状況下にあります。また離島を除けば私どもの奥多摩町と檜原村は、当分の間

市になることが難しいと考えております。

又、丹波山村・小菅村・奥多摩町の三町村の合併では、市に昇格するための要件が満たせないことから、青梅市を含めた枠組みでない合併の意味が無いと考えております。以前、奥多摩町議会が青梅市議会に合併問題について打診をしましたが、丁重にお断りをいただいた経過があり、青梅市を含めた枠組みは現時点では非常に困難と考えております。

又、私は選挙公約で生涯健康で自立できる町づくりを進めていきたいとして選挙をおこないました経緯を踏まえ、今の時点で両村と合併するという考えはありませんが、今後三位一体等の行政改革が進む中、東京都民の水源地という共通認識のなか消防、福祉等行政域を越えた広域共同事務を積極的に進めていきたいと考えております。」

丹波山村としては、今後は今以上に奥多摩町、小菅村、東部広域連合等の広域共同事務を進めていくことが重要と思えます。

尚、総務省は市町村合併特例法が平成十七年三月三十一日に期限

切れした後も、さらに合併を促す新たな合併特例法を四月に公布しました。この新法の主な概要はつぎのとおりです。

- ・この法律は平成十七年四月一日～平成二十二年三月三十一日の五年間の限時法。

- ・総務大臣が市町村の合併を推進するための基本方針を策定する。

- ・この基本方針に基づき都道府県が合併推進審議会の意見を聴き、市町村の合併の推進に関する構想を策定する。

- ・知事は構想に基づく申請により、合併調整委員を任命し、合併協議会のあつせん、調停を行わせること、協議会の協議の推進に関し、勧告が出来る。

現行の合併特例法の期限内で合併の出来ない市町村は総務大臣が策定する基本方針に基づいて新たな合併を進めていくこととなりますが、三位一体の改革等により丹波山村等の小さな町村はますます財政状況が厳しくなっていくことが予想されますので、村民の皆さんの更なるご協力をお願いします。



赤い羽根 共同募金運動 を実施中

赤い羽根がシンボルマークの「共同募金運動」は、昭和22年から始まり、今回で58回目を迎えます。



子ども遊び場などの整備や、一人暮らしのお年寄りのための食事会、福祉運動会など、「社会福祉」に大変役立てられている「共同募金」にぜひご協力をお願いします。



新しい「赤い羽根協同募金車」が仲間入り

丹波山村社会福祉協議会では、毎週水曜日の鴨沢出張診療に合わせ保之瀬以東の村民を対象に送迎事業を実施しています。

保之瀬・親川・所畑・杉奈久保・鴨沢・小袖にお住まいの村民で、「家に車がない」「足が弱い」等の理由で鴨沢出張診療所（鴨沢公民館）に行きたくても行けない、という悩みを解消するための大切な事業で、多くの方に利用していただいています。



この車が村内を走り回ります！

しかし、この事業で欠かせない送迎車が古くなりたいへん困っていました。そんな中、毎年村民の皆様にご協力いただいている「赤い羽根共同募金」（山梨県共同募金会）から一〇〇万円の募金配分金が平成十六年度に丹波山村社会福祉協議会に配分されることになりました。早速、地域福祉活動事業として配分金の一〇〇万円と村から不足分を補填し、軽自動車を購入することが出来ました。今後は、この自動車を鴨沢出張診療の送迎や訪問等に有効に、また大切に活用していきます。

なお、鴨沢出張診療に受診しようと思った方は診療日の前日までに丹波山村社会福祉協議会 ☎ 88 0480 に連絡してください。

骨髄バンク事業 へのご理解を

平成15年7月末、日本骨髄バンクによる骨髄移植が5,000件になりました。1992年にドナー登録が開始されて以来多くの皆様のご理解のもとにこの実績があると思います。しかしながら、3月末現在全国で2,470人の方が骨髄提供を求めて登録をしています。

ドナー登録が出来る方は、「年齢が20歳から50歳までの健康な方」「骨髄提供の内容を十分理解している方」「ドナー登録について家族の同意を得ている方」です。骨髄移植推進財団においてはドナー登録者30万人を目指して献血平行登録会を開催するなど登録機会の多様化を工夫しております。

大月保健所でも県下一斉登録会を12月19日に実施します。また、常時ドナー登録が出来る機関として、県民会館献血ルーム（甲府市）吉田・身延・大月保健所を指定しております。ドナー登録をしていただける方は、事前に予約をお願いしております。ドナー登録をよろしく願います。

詳しいことは 役場住民課 ☎ 0428 - 88 - 0211 大月保健所 ☎ 0554 - 22 - 7824

本年度も、多くの募金ボランティアのご協力のもと、赤い羽根共同募金運動を行っています。丹波山村社会福祉協議会でも毎年村民の皆様のご理解とご協力により募金活動を実施し、平成十五年度には三三八、八四三円を山梨県共同募金会に送金することが出来ました。今年度も十月一日から十二月三十一日までの期間中、地域の福祉みんなで参加をスローガンに、丹波山温泉の「めい湯」・丹波山村役場・農林産物直売所・JAKレイン丹波山支店・丹波山村高齢者生活福祉センター・丹波山村商工会に募金箱が設置されています。

また、十二月には村民生委員の皆様のご協力により各家庭を訪問させていただき募金を募ることも予定されています。

高齢者・障害者施設、保育所、

丹波山村老人クラブ連合会



丹波山村は十月二十七日現在、人口八六二人、六十五歳以上の人口三七八人、高齢化率四十三・八五%。五人に一人が六十歳以上の高齢者が占める状況です。

そんな中、今「丹波山村老人クラブ連合会（会長 広瀬栄一さん）」が活発に活動しています。



丹波山村がきれいになります

丹波山村には老人クラブが四つあり、

はぎクラブ

（奥秋・上組・中組地区

会員数八十一人

ふじクラブ

（下組・高尾・押垣外地区

会員数一〇一人

もみじクラブ

（保之瀬・所畑地区

会員数二十七人

さくらクラブ

（鴨沢・小袖地区

会員数二十七人

を合わせて丹波山村老人クラブ連合会（会員数二三六名）が組織されています。活動内容としては、毎月一回の高齢者「憩いの日」や村内清掃活動、スポーツ大会など幅広く活動しています。

七月一日発行の「やまなし県老連だより（山梨県老人クラブ連合会）」の中に「地域老連からのたより」というコーナーがあり、そこで広瀬栄一会長の活動報告が紹介されていました。

『本老人クラブ連合会の会員は三〇〇人弱で、三大活動（健康・奉仕・友愛）を進めている。

一、健康活動の一環として毎月一回の「憩いの日」は閉じこもりをなくし、外出する機会を増やすため、隣近所の人を誘い、福祉センターに集まっている。そこで、いきいきクラブ体操・ペタンク・将棋・カラオケや温泉に入り、みんなで和気あいあいと一日を過ごしている。九月に行われる「いきいき山梨ねりんピック」に参加し、練習の成果を発揮するのが、ペタンク・ゲートボール・クイズウォーキングである。県内の多くの人々と交流できることを楽しみにしている。

二、奉仕活動として、村内の掃除を春と秋二回実施している。良質温泉の湧出に伴い以前にも増して往來の車も増え捨てられた空き缶類、お弁当の空き箱等が増えたり、拾ったゴミは軽トラ五分あった。また、花いっぱい運動は、人が多く集まる場所や高齢

者生活福祉センターの花壇への花植えや草取りをして毎年きれいな花を咲かせている。

三、友愛活動として平成十四年度から「しめ飾り」作りを始めた。本村では、三五〇年前から続いている「お松引き」という行事がある。十二月三十日に山から大きな松の枝を切って立てた門松を一月七日に村の一家所に集めて、修羅に高く積み上げて木遣り歌を音頭に村中総出で道祖神まで引いていくお祭りである。年々老人が多くなり松が切れなくなり、松飾りをする家が減ってきた。クラブで教室を開催したところ、二



みんなで元気に「健康第一」

十名のしめ飾りボランティアが集まり、来る年に願いを込めて一生懸命作った。出来上がったお飾りを八十歳以上の希望者の家庭へ配布したところ、「ボランティアの手になる見事な藁細工の正月飾りに温もりおほゆ」と喜びの句が寄せられた。句を詠んだとき私たちも満足感を覚えた。村の伝統行事が長続きするよう、これからも協力し合いがんばっていきたい。』

ただいま会員募集中
老人クラブの会員は、丹波山村に居住するもので、次のいづれかに該当する者とする。
(一) おおむね六十五歳以上の者で、この会の目的に賛同し、会の事業に参加する者
(二) 六十歳以上六十五歳未満の者で、自由意志により加入を希望する者

問い合わせは、
丹波山村社会福祉協議会
☎88 0480まで。

村内

声かけ運動



広報丹波山では、毎回「高齢化」という言葉が出てきます。

〇歳から十四歳までの年少人口と十五歳から六十四歳までの生産年齢人口が減る傾向にあり六十五歳以上の老年人口が増えているので、「高齢化」はどんどん進むばかりです。老年人口が増える以上に生産年齢人口が増えれば村税収入も増え、村の活動も活発になり年少人口も増えていくことが想像できます。なんとかが人口がどんどん増えていきます。子どもたちもたくさん生まれました。」という内容の広報を早く書けることを願っています。

さて、十月十九日現在の住民基本台帳を基に調べた結

果、丹波山村には六十五歳以上の一人暮らし世帯が七十九世帯、六十五歳以上の夫婦、親子だけの世帯が六十九世帯、合わせて一四八世帯あります。この数字は全世帯三八一世帯のうち約三十九%を占めます。

昔から「井戸端会議」「近所の人たちとお茶飲み」を通して隣近所の関係が密接になつていましたが今後ますます「井戸端会議」などが重要になっていきます。村民みんなで今の状況を知り、隣近所声かけ運動をみんなで実行しましょう。

また、留守になるときは必ず隣近所にひとこと声をかける習慣を付けましょう。

「ひまわりの会」を



「ご存じですか？」



防災丹波山の定時放送（午後六時三十分頃）で、「食事サービスの実施について」の放送が月に一程度あることにお気づきでしょうか。

このサービスは七十歳以上の一人暮らし、八十歳以上の夫婦世帯、九十歳以上の皆さん、生活保護受給者と寝たきりで体の不自由な方を対象に夕食を届けているサービスをボランティアグループと村食生活改善推進員が交互に実施している事業です。サービスを受けている方からは大変感謝されています。

さて、食事サービスの実施についての放送の中に、「ボランティアグループひまわりの会」と「ボランティアグループこまどりの会」というグループ名がでてきますが、皆さんご存じですか。「ひまわりの会」は、平成三年頃から自然にグループができ、ボランティア活動をしているうちに今に至っている会で現在九名が在籍しています。

九月十四日（火）に実施された

食事サービスでは、午前八時三十分頃からメンバーが中央公民館に集まり、午前九時から料理を開始。この日は松木マサ子さん・守屋い志江さん・守屋高子さん・酒井アキ子さんと社会福祉協議会の芦澤小百合さんの五名で約八十食のお弁当を作りました。料理中は立ち仕事で立っている時間が多く、お弁当に料理を詰めるのも数が多いためかなり手間がかかり、お弁当が完成した午後二時頃には「みんな疲れているな」とわかるくらいでした。お弁当の配達は「こまどりの会」の皆さんが手分けしてサービスを受けている方に配達されました。

「ひまわりの会」と「こまどりの会」は全くのボランティアで活動しています。調理室の後片づけをしている時、「私はこのサービスを受ける年齢になっている。なかなか体も動かなくなつて困ったな」という言葉が耳に飛び込んできました。確かに八十食のお弁当を作るのはものすごく大変なことです。でも、今後も無理せず頑張つてこの事業を続けてほしいと感じました。

食事サービスは、村食生活改善推進員の皆さんとボランティアグループのご協力により事業が続いています。また、「ひまわりの会」では活動をしてくれるメンバーを募集しています。

お問い合わせは
丹波山村社会福祉協議会
☎88 0480まで。

ひまわりの会

- 守屋 高子さん（上組）
- 松木マサ子さん（中組）
- 小泉 久子さん（中組）
- 守屋い志江さん（中組）
- 坂本フジエさん（下組）
- 酒井アキ子さん（高尾）
- 酒井 智子さん（社協）
- 芦澤小百合さん（社協）
- 松木 良美さん（社協）

こまどりの会

- 木下千恵子さん（奥秋）
- 守屋多賀子さん（中組）
- 守屋フサ子さん（中組）
- 木下キヨエさん（中組）
- 岡部 友恵さん（押垣外）

村食生活改善推進員

- 木下ルリ子さん（奥秋）
- 木下 正子さん（奥秋）
- 守屋 ケイさん（下組）
- 芦澤美奈子さん（下組）
- 守屋 繁子さん（下組）
- 小林千代子さん（高尾）
- 白木 梅代さん（高尾）
- 岡部 静江さん（押垣外・会長）
- 芦澤タカエさん（押垣外）
- 河村 ハナさん（鴨沢）
- 岡部 春子さん（鴨沢）
- 沼田千恵子さん（鴨沢）
- 酒井 幸子さん（鴨沢）
- 吉野 洋子さん（鴨沢）
- 小林 祥子さん（小袖）
- 酒井きぬ子さん（小袖）



◀もうすぐお弁当が完成します



おいしいお弁当ができあがりました。

犯罪被害給付制度を
「ご存じですか？」

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為によって不慮の死を遂げた方のご遺族、障害が残った方、重傷病を負った方に国が給付金を支給するものです。

給付金には、
・亡くなられた方のご遺族に支給される遺族給付金

・身体に障害が残った方に支給される障害給付金

・重大な負傷又は疾病を負った方に支給される重傷病給付金

の三種類があります。給付金は、法令で定められた一定の要件を満たされた場合に支給されます。支給の要件及び申請手続きなど詳しくは

上野原警察署
☎0554 63 0110
にご相談ください。

山梨労働局から

「ゆとり創造月間」

勤労者が健康で文化的な生活を送ることができるよう、働きすぎを防止することが必要です。

十一月は「ゆとり創造月間」に併せ、賃金不払残業解消キャン

ペーン月間でもありました。賃金、労働時間等の労働基準法に関する相談は、年間を通して行っています。

詳しくは

山梨労働局監督課

☎055 252 4857

都留労働基準監督署

☎0554 43 2195

建設業退職金共済制度について

建設現場で働く方々の退職金は安全・

確実・有利な「建退共制度」をおすすめします。



建設現場で働く方々の退職金は安全・確実・有利な「建退共制度」をおすすめします。

建設事業主の皆様へ

・申込み手続きは簡単です

・（加入時に経費はかかりません）

・経営事項審査で加点されます

・掛金は全額非課税で国が一部を補助します

建設現場で働く皆様へ

・建退共の手帳をもっていますか

・事業主が変わっても退職金は通算して計算されます

詳しいことは

建退共山梨県本部

☎055 221 0070

国土交通省関東運輸局
山梨運輸支局から

自賠責保険・共済の期限は切れていませんか？
自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自動車を含むすべての自動車に加入が義務づけられている保険・共済です。特に車検制度のない原動機付自転車・二五〇mm以下の軽二輪自動車は、期限切れ、かけ忘れにご注意。

「農林業センサス」にご協力ください
農林業センサスとは、全国の農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者を対象として行う大規模な調査で食料の安定供給や環境の保全など大きな役割を担っている農林業の未来を築いていくための五年に一度の大変重要な調査です。丹波山村でも実施されます。この調査の結果は、丹波山村の大切な収入である「地方交付税」の交付金の算定に使われますので調査時にはご協力をお願いします。

「農林業センサス」にご協力ください

農林水産省の事業で調査は来年の二月以降です。

農林水産省の事業で調査は来年の二月以降です。

間伐し豊かな山を
次代につなごう

皆さんの山は間伐などの手入れがされていますか？間伐をすることにより、形質の優れた利用価値の高い木材を生産することができるとともに、木の肥大成長と根の発達を促して、気象や病虫害に強い森林を造ります。また、間伐することにより、林内に適度な陽光が入るため、低木や下草の生育が促されて、森林の表土の流出が防止されるとともに、生息する動植物の種類が増加にもつながり、環境への配慮も図れます。

今は材価が安く森林所有者にとって大変厳しい時代になっていますが、間伐をして、森林をよりよい姿で子供達に引き継いでいきましよう。

間伐の実施に対しては造林補助金制度があります。また自力で作業が出来ない場合は、森林組合等に委託することも出来ます。

詳しいことは、
役場振興課

☎0428 88 0211

北都留森林組合
☎0428 87 0549

裁判員制度が始まります

五月二十一日に裁判員制度についての法律「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が国会で成立し、平成二十一年五月までの間に裁判員制度がスタートします。

裁判員制度は、国民から無作為に選ばれた裁判員が、殺人、傷害致死などの重大事件の刑事裁判で裁判官と一緒に裁判をするという制度です。この制度が導入されることにより、国民の感覚が裁判の内容に反映されることになり、国民の司法への参加が大きく進むこととなります。裁判員の仕事は、より良い社会を作るためにとても大切なものですので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

裁判員に選ばれたら、具体的にどのようなことをするのか。裁判員は、裁判において裁判官と一緒に証人の証言を聞き証拠として提出された物や書類を調べ、被告人の有罪・無罪や刑の内容を決定します。裁判員はどのようにして選ばれるのか。

毎年一回、二十歳以上の国民の中からくじで裁判員候補者を選びます。候補者には通知がきます。

裁判員はこの候補者の中から一つの事件ごとに裁判所における選任手続きにより選ばれることとなります。

裁判員になることを断れますか。

裁判員の候補者として裁判所から連絡を受けた人は、裁判所に来ていただくこととなります。しかし、どうしても裁判員になることが難しい方もいらっしゃるでしょうから、一定の理由があれば辞退することができるとなっています。

具体的には

- ・七十歳以上の方
- ・学生又は生徒である方
- ・重い病気やケガの方
- ・家族の介護・養育の必要がある方 など

裁判員になると、トラブルに巻き込まれませんか。

裁判員の氏名、住所などを明らかにしてはならないものとするなど、裁判員を保護するためのいろいろな決まりを定めています。

裁判員にはお金が支払われるのですか。

裁判員には、日当や交通費などが支払われることとなります。裁判員となることを理由に仕事

を休めるのか。

裁判員となるために必要な休みをとることが、法律で認められています。

「注意ください」

「架空債権請求」

広報丹波山九月号にも記事を載せましたが日本全国で「架空請求」「オレオレ詐欺」による被害が出ています。

最近、「法務大臣又は法務局の許可した債権回収会社」の名前又は類似の債権回収業者の名前をかたって、「債権譲渡を受けた」などとして架空の債権を請求するケースが目立っているようです。もし、このような請求を受けた場合は

- ・心当たりのないものは支払う必要がありません請求には応じないようにしましょう
- ・悪質な業者には一切連絡をしないようにしましょう
- ・請求の書類等は警察署に届け相談しましょう

架空債権請求につきましては、甲府地方法務局都留支局

0554 43 4381
山梨県消費生活センター
055 235 8455

総務省から「税を考える週間」

昭和四十九年以来、「税を知る週間」として各種広報施策を行ってきましたが、三十年が経過し税務行政を取り巻く環境も著しく変化しています。税の意義や税務行政の現状をわかりやすく説明し、より深く理解してもらふ必要があります。このため、「税を知る週間」を「税を考える週間」に改称し、単に税を「知る」だけでなく、国民各層に、より能動的に税の仕組みや目的を「考え」てもらい、税に対する理解を一層深めてもらうことを目的とし、十一月十一日から十一月十七日までの期間を「税を考える週間」に定めています。

サラリーマンの方で

還付申告される方へ

還付申告書は、一月四日から提出することができます。

給与所得者の方で、雑損控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方、または年の途中で退職して年末調整を受けられなかった方などは、源泉徴収税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。(ただし、税務署の閉庁

廃棄物(ゴミ)の焼却禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、原則として廃棄物(ゴミ)の焼却を禁止しています。例外として

- ・ 廃棄物処理基準に従った焼却炉でのゴミの焼却(排ガス処理装置等を完備した焼却炉でのみ可能です。)
- ・ 災害の応急対策や復旧のため必要なゴミの焼却
- ・ 農業者が行う稲わらや、林業者が行う伐採枝の焼却
- ・ 「どんと焼き」など風俗習慣上又は宗教上の行事を行うための焼却
- ・ たき火、キャンプファイヤー(たき火、キャンプファイヤーであってもビニール、プラスチックなどのゴミを燃やすことは出来ませんが、

- 家庭から出たゴミの焼却
- 解体した家屋の木くずの焼却
- 事業活動で出た紙くず・木くず等の焼却
- 霜害を防ぐための廃タイヤ等の焼却
- 農業でマルチングやビニールハウスに使用したビニール類の焼却

などは、燃やすものの多少にかかわらず、処理基準に従った焼却炉以外での焼却は、全て禁止されています。

また同規定には3年以下の懲役若しくは300万罰金という罰則があり、処罰の対象となります。

地球環境を守るため、村民一人一人が協力して違法なゴミの焼却をなくしましょう!

問い合わせ先 丹波山村役場住民課
☎0428-88-0211
又は県、大月林務環境部環境課

日(土曜・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は郵送又は税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。(申告書の提出のみの方については、郵送での提出をお願いいたします。)

大月税務署
☎0554 22 3151

なお、申告書(控)を同封される方は、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒を必ず同封してください。

道路交通法が一部改正されました
十一月一日施行の「道路交通法」が一部改正されました。改正のポイントは
運転中の携帯電話等の使用禁止
自動車や原付自転車の運転中に、携帯電話を手で持って通話のために使用したり、メールをしたり、液晶画面を注視したりすると罰則(違反点・反則金)の対象となります。
携帯電話等とは…携帯電話・PH

S・自動車電話・トランシーバー型無線機など、送受信操作を手で保持して行う無線通話装置。
液晶画面とは…携帯電話の液晶画面などの「画像表示用装置」。ただし、液晶表示の速度計やカーナビなどは対象外。
点数 一点
反則金 大型 七,〇〇〇円
普通・二輪 六,〇〇〇円
原付 五,〇〇〇円
集団暴走行為・騒音運転等・消音器不備の規制強化
集団暴走行為をしただけで罰則適用

集団暴走行為とは…並進等をして二台以上の自動車または原付自転車の運転者が協同して行う信号無視・蛇行運転・広がり走行等。
二年以下の懲役
または五十万円以下の罰金
騒音運転等には
罰則と反則金導入

騒音運転等とは…正当な理由がないのに著しい騒音を生じさせるような方法で自動車・原付自転車を急発進、急加速し、または空ぶかしをする行為
五十万円以下の罰金
反則金 大型 七,〇〇〇円
普通・二輪 六,〇〇〇円
原付 五,〇〇〇円

消音器不備の罰則強化、反則金アップ
五十万円以下の罰金
反則金 大型 七,〇〇〇円
普通・二輪 六,〇〇〇円
原付 五,〇〇〇円

飲酒運転の呼気検査拒否の罰則強化
呼気検査拒否とは…飲酒運転の取締りを受けた際に、警察官による呼気検査を拒否したり、妨害したりする行為
三十万円以下の罰金

河村紘大くん (丹波中学校2年)

第30回UTY教育美術展で、版画の部に「すきとおった世界」と題して出品した丹波中学校二年河村紘大くん(下組)が「第30回記念特別賞」に選ばれ、7月23日に山梨県立美術館で表彰されました。おめでとうございます。

がんばってます! 「丹波っ子」

河村彩子さん (丹波中学校3年)

9月7日(火)上野原町立桐原中学校で行われた「第11回上野原警察署管内防犯弁論大会」に、丹波中学校三年河村彩子さん(鴨沢)が出演し、演題「人と人との間で生きる」を発表し「最優秀賞」に選ばれました。

その後、北都留地区代表として9月30日(木)敷島町の敷島総合文化会館で行われた「中学生防犯弁論大会(山梨県大会)」に出演し、見事「入賞」に選ばれました。おめでとうございます。

田中志歩さん・田中 綾さん (丹波中学校2年)

10月7日(木)上野原町で行われた「北都留支部中学校新人体育大会ソフトテニスの部」に丹波中二年田中志歩さん(高尾)田中綾さん(高尾)ペアが出演し、準決勝で大接戦の末惜しくも敗れてしまいましたが三位決定戦で勝ち「3位」の成績を修めました。次は優勝!

木下 光くん (丹波小学校4年)

奥多摩町氷川小学校を本拠地として活動している「氷川少年野球クラブ」の一員として丹波小4年木下光くん(奥秋)ががんばっています。

氷川少年野球クラブの部員は11人で1チームを組織するのがやっとの状態ですが、チーム一丸となって今年は各大会で大活躍しています。「第25回秋季青梅市少年軟式野球大会」でも順当に勝ち進み、10月23日

に決勝戦が行われ、強豪「青梅フォルテ」を接戦の末「2対1」で勝ち見事優勝しました。これで今年行われた青梅地区の3大会のうち2大会で優勝する快挙を成し遂げました。

チームの一員である木下光くんも「毎試合出場!」とまではいきませんが出場機会があるときは全力でプレーしてチームに貢献しています。今後も氷川の仲間たちと一緒に毎週、練習や試合に汗を流し「レギュラー」を目指します。



全員野球で「優勝したゾ!」

秋の大収穫祭

丹波山村農林産物直売グループでは、11月3日（水）の「文化の日」に、農林産物直売所前で『秋の大収穫祭』を実施しました。

この催しは、本格的な農産物の収穫期になり、また紅葉シーズンとも重なったこの時期に、農林産物生産者が直接販売することにより、「顔」の見える販売を推進することを目的に実施されたものです。

当日は暖かい秋晴れの中、大勢の村内者・村外者に農産物を購入していただきました。また、農林産物の購入者にはけんちん汁をサービスし、「気持ちまで暖かくなりました」「いい思い出になりました」などの意見が聞かれました。

▶ 心を込めて直接販売



さあ、いらっしやい!



店内が賑わっています

花を植えました

丹波山村商工会

11月11日（木）に丹波山村商工会女性部（守屋い志江部長）では、丹波山温泉「のめこい湯」駐車場入口の花壇に寒さに強い「ピオラ」という花を中心に花植えをしました。

雑草だらけの花壇を、草取りをし、土を耕し、花の配置を考えながら花壇の整備をしました。また、丹波山村デイサービスセンター前の花壇の草取りも同時に行い、肌寒い中一生懸命作業をしました。

この冬も寒さが厳しいようですが「がんばって咲き続けてほしいな。」



だんだんきれいになります



▶ 花壇がきれいになりました

新潟県中越地震災害義援金の受付について

10月23日新潟県中越地域を震源とする地震により家屋の倒壊や人的被害の大災害が発生し、小千谷市や長岡市など関係市町村に災害救助法が適用されています。この災害により被災された方々を支援・援助することを目的に、義援金の募集が始まっています。

村内でもJAクレイン丹波山支店と丹波山郵便局で義援金を振り込むことができます。村民の皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いします。

丹波山郵便局

名 義 日本赤十字社本社
新潟県中越地震災害義援金
口座番号 00130 - 1 - 41515
募集期間 11月1日(月)～平成17年3月31日(木)
郵便局窓口での取扱いに限り「振替手数料」は免除されます。
受領証が必要な場合、通信欄に「受領証希望」と記入ください。

JAクレイン丹波山支店

受入口座 みずほ銀行新橋中央支店
預金口座 普通
名 義 日本赤十字社本社
新潟県中越地震災害義援金
口座番号 1954126
募集期間 11月1日(月)～平成17年3月31日(木)
「振込手数料」は無料です。

今日もニコニコ



おおいし せいや 大石 誠也くん(2歳) 生年月日 平成14年6月28日 (押垣外・太さん)

こちら 住民課 戸籍係 です

平成16年9月9日から平成16年11月21日までに受理したものです。(敬称略)

おめでとう 健やかなご成長を

・土屋 ^{じゅんな}純菜 女)10月28日生 (俊・美鈴)〔中組〕

おくやみ ご冥福をお祈り申し上げます

・岡部タケ子 76歳〔奥 秋〕

